第十二条　［略］

２　法附則第七条に規定する指定都市における分離課税所得割交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（Ａ×1.034×0.667×0.988）／2

Ａ×1.034、Ａ×1.034×0.667、（Ａ×1.034×0.667×0.988）及び（Ａ×1.034×0.667×0.988）／2に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　市町村税課税状況調第20表の表側「令和2年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「令和3年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該指定都市の額の合計額

［３　略］

（道府県民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の三　法附則第七条の二第一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（77,600円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.986－Ｆ＋Ｇ

77,600円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（77,600円×α）×Ａ及び｛（77,600円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.986に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

２　法附則第七条の二第一項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（77,600円×α）×Ａ＋（77,600円×α'）×Ａ'＋（Ｂ＋Ｂ'）－（Ｃ＋Ｃ'）－（Ｄ＋Ｄ'）－（Ｅ＋Ｅ'）｝×0.986－（Ｆ＋Ｆ'）＋Ｇ

77,600円×α及び77,600円×α'に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（77,600円×α）×Ａ、（77,600円×α'）×Ａ'及び｛（77,600円×α）×Ａ＋（77,600円×α'）×Ａ＋（Ｂ＋Ｂ'）－（Ｃ＋Ｃ'）－（Ｄ＋Ｄ'）－（Ｅ＋Ｅ'）｝×0.986に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

Ｃ'　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c'＋d'）×1.036

［略］

［略］

３　法附則第七条の二第一項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の

第十二条　［同上］

２　法附則第七条に規定する指定都市における分離課税所得割交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（Ａ×1.017×0.667×1.030）／2

Ａ×1.017、Ａ×1.017×0.667、（Ａ×1.017×0.667×1.030）及び（Ａ×1.017×0.667×1.030）／2に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　市町村税課税状況調第20表の表側「令和元年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「令和2年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該指定都市の額の合計額

［３　同上］

（道府県民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の三　法附則第七条の二第一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（74,700円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.982－Ｆ＋Ｇ

74,700円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（74,700円×α）×Ａ及び｛（74,700円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.982に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

２　法附則第七条の二第一項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（74,700円×α）×Ａ＋（74,700円×α'）×Ａ'＋（Ｂ＋Ｂ'）－（Ｃ＋Ｃ'）－（Ｄ＋Ｄ'）－（Ｅ＋Ｅ'）｝×0.982－（Ｆ＋Ｆ'）＋Ｇ

74,700円×α及び74,700円×α'に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（74,700円×α）×Ａ、（74,700円×α'）×Ａ'及び｛（74,700円×α）×Ａ＋（74,700円×α'）×Ａ＋（Ｂ＋Ｂ'）－（Ｃ＋Ｃ'）－（Ｄ＋Ｄ'）－（Ｅ＋Ｅ'）｝×0.982に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

Ｃ'　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c'＋d'）×0.982

［同左］

［同左］

３　法附則第七条の二第一項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の